

# 遺産分割前の相続預金の払戻し制度を利用した相続の場合

## 【ご用意いただく書類】

相続のお手続きにあたって、お客さまにご用意いただきたい書類等は次の通りです。

「戸籍謄本」・「印鑑証明書」は**原本のご提出が必要**となります。

返却を希望される場合はお申し出ください。

なお、取引内容や相続のご事情によっては、別途必要となる書類がある場合がございます。

書類名など	入手先
亡くなられた方の戸籍謄本、または除籍謄本(原本) ※1 出生～死亡までの連続した戸籍謄本で、死亡の事実と相続人全員がわかるものをご用意ください。	市区町村役場
払い戻しを請求される相続人さまの戸籍謄本(原本) ※1 ※2 相続人であることが確認できる現在の戸籍謄本をご用意ください。	市区町村役場
払戻しを請求される相続人さまの印鑑証明書(原本) 発行後6か月以内のものをご用意ください。	市区町村役場
亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカードなど 喪失等の場合は、相続手続依頼書の「所在不明」欄にその旨をご記入ください。	お客さま
相続手続依頼書(当行所定の用紙) 払い戻しを請求される相続人さまのご署名・押印(実印)、所定の事項のご記入が必要です。	当行本支店窓口
念書(当行所定の用紙) 遺産分割前の相続預金の払戻し制度用の念書が必要となります。	当行本支店窓口
委任状及び代理人の印鑑証明書 代理人による相続手続きの場合に必要となります。 委任状は任意の書式をご用意ください。	お客さま 市区町村役場

※1 戸籍謄本に代えて、法務局(登記所)が発行する「法定相続情報一覧図」でもお手続きが可能です。

※2 相続人さまが兄弟姉妹の場合、亡くなられた方のご両親の戸籍謄本(出生から死亡まで)など、相続人さま全員を確定できるものが必要となります。